

重過失に関する裁判例

（運送に関するものを中心に）

- ① 東京高裁平成12年9月14日判決・高民集53巻2号124頁
- ② 東京地裁平成9年9月26日判決・高民集53巻2号150頁

【事案】マレーシアから台湾まで木材の海上運送を委託したところ、航海中に荒天に遭遇し、木材が海中に没するなどした。荷受人に保険金を支払った保険会社が代位して、木材の減価損害や回収費用等の賠償を請求し、海上運送人には重大な過失（平成4年改正前の国際海上物品運送法第20条第2項において準用する商法第581条）があるから、損害賠償額の定額化に関する同法第580条の規律は準用されないと主張した。

【判旨】第一審、控訴審ともに重過失を認定せず。

商法第581条の重過失とは、悪意にほとんど近似する注意欠如の状態と解されるところ、航海を継続せずに浅瀬に任意乗揚げを行うかどうかの判断は困難であること、船体の外板に亀裂があることを発見し得る状態にはなかったこと、船級協会の臨時検査を受けるかどうかは船長の判断によることなどからすると、海上運送人に上記の重過失があったとは認められない。

- ③ 神戸地裁平成6年7月19日判決・交民集27巻4号992頁

【事案】利用運送人である運送会社に対し、トラックによる陸上運送を委託したところ、実運送人の従業員であるトラック運転手が運転中に、吸っていたタバコを運転席下に落としたことに気を取られ、前方不注視の過失により交通事故を起こしたため、車両火災により運送品が焼失した。荷送人が損害賠償を請求したのに対し、運送人は、運送品が高価品であるとして免責を主張し、これに対し、荷送人は、運送人には重大な過失があるから免責されないと主張した。

【判旨】重過失を認定せず。

重過失とは、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すものと解される^{ところ}、本件における運転手の過失は、その内容からして、いまだこの範ちゅうに属するとはいえない。

④ 大阪地裁平成3年11月11日判決・判例時報1461号156頁

【事案】宅配便により時価約450万円の物品（楽器）の運送を委託したところ、原因不明の事由により当該物品が紛失した。荷送人が物品相当額の損害賠償を請求したのに対し、運送人は、約款により運送人の責任は送り状に記載された金額（20万円）に限られると主張し、これに対し、荷送人は、運送人には故意又は重大な過失があるから、責任限度額に関する規律の適用はないと主張した。

【判旨】重過失を認定せず。

運送人の取扱い件数からすれば、第三者による盗難や他の場所への誤配の可能性を否定することができず、そのようなことがほとんどないからといって直ちに運送人の重過失を推認することはできない。また、仮に、手違いによる積残しや荷下ろしが原因であったとしても、その具体的態様が明らかでない以上、そのこと自体によって重過失を推認することはできない。

さらに、運送品が紛失し、その経緯が不明であること自体から当然に運送人の管理体制における過失を推認することはできず、他に管理体制の不備を基礎づける具体的事実の立証のない限り、重過失を認定し得ない。

⑤ 東京地裁平成2年3月28日判決・判例タイムズ733号221頁

【事案】軽貨物自動車による絵画の運送を委託したところ、運送品の一部が軽貨物自動車の荷物室からはみ出し、荷物室の後部扉を完全に閉めることのできない状態で運送がされたため、一番上に積まれていた当該絵画が運送中に荷物室から落下し、紛失した。荷送人が損害賠償を請求したのに対し、運送人は、当該絵画は高価品であり、その旨の明告がなかったとして免責を主張し、これに対し、荷送人は、絵画の紛失は運送人の重過失によるものであるから、運送人は責任を免れないと主張した。

【判旨】重過失を認定した。

運送業を営む者としては、運送品を自動車に積み込んだときは、積込口の扉を施錠するか、少なくとも扉を完全に閉め、走行中に開扉することのないように確認すべき注意義務があるというべきであり、わずかな注意をしさえすれば、この注意義務を容易に尽くすことができたのであるから、運送人には重過失があったというべきである。

⑥ 東京地裁平成元年4月20日・判例時報1337号129頁

【事案】宅配便によりパスポートの運送を委託したところ、原因不明の事由により当該パスポートが紛失した。荷送人が逸失利益を含む損害の賠償を請求したのに対し、運送人は、損害賠償の額は当該パスポートの価額によって定まる

と主張し、これに対し、荷送人は、運送人には重大な過失があるから、一切の損害を賠償する義務を負うと主張した。

【判旨】重過失を認定した。

運送人の支配下で紛失事故が生じている以上、その原因についての立証責任は運送人が負うべきであり、原因不明である場合には、運送人に重過失があったものと推認し、商法第581条を適用することが相当である。また、紛失の経緯が全く判明しないというのは、運送人における保管・管理体制の不備を示すものであって、この点での過失は軽くなく、重過失があったと評価することもできる。

⑦ 東京高裁昭和58年9月20日判決・判例時報1093号80頁

⑧ 東京地裁昭和57年5月12日判決・判例タイムズ476号188頁

【事案】多数枚の有価証券の入った布袋について、価額を7730万円と明告した上で、貴重品扱いの鉄道小荷物として名古屋駅から汐留駅までの運送を委託したところ、夕刻、国鉄職員が名古屋駅のホームで積卸し作業をしている間に窃取された。荷送人に保険金を支払った保険会社が代位して損害賠償を請求したのに対し、国鉄は、要償額の表示を否認し、鉄道運輸規程第73条に規定する責任の限度額を主張し、これに対し、保険会社は、運送人には重大な過失があるから、一切の損害を賠償する義務を負うと主張した。

【判旨】第一審、控訴審ともに重過失を認定した。

運送人は、運送の過程で運送品が窃取されることのないように万全の措置を執る義務を負うところ、特に、一般乗客が自由に立ち入ることができるホームで貴重品扱いの小荷物の積卸し作業を行う際には、窃取事故が生じないように十分な監視警戒をする義務を負う。そして、過去に同種の事故が数件起きており、内規が改正されたばかりであったこと、上記布袋を積んだ手押し車は、窃取を防ぐための何らの設備もないものであったこと、手押し車を全く監視せずに、地下通路への階段のすぐそばに手押し車を停めたままにしていたことからすれば、このような基本的な注意を怠った国鉄職員や、このような注意の欠如を生じさせるような業務体制を執っていた国鉄には、重大な過失があったといわざるを得ない。

⑨ 東京高裁昭和58年6月29日・判例タイムズ498号228頁

【事案】多数枚の有価証券について、貴重品扱いの鉄道小荷物として静岡駅から汐留駅までの運送を委託したところ、夜間に静岡駅の小荷物置場にて保管中、窃盗団の組織的犯行により窃取された。荷送人に保険金を支払った保険会社が代位して損害賠償を請求したのに対し、国鉄は、鉄道運輸規程第73条に

規定する責任の限度額を主張し、これに対し、保険会社は、運送人には重大な過失があるから、一切の損害を賠償する義務を負うと主張した。

【判旨】重過失を認定せず。

小荷物置場について、外部から内部の様子を観察することができ、通用門が施錠されていないことも少なくなく、警備要員はおらず、時間によっては無人となることもあったという事情がある一方で、上記窃取は、鉄道職員が目を離れた極めて短時間の間に、専門的窃盗団によって周到な計画に基づき行われたものであることからすれば、当該鉄道職員の行為につき重過失があったと評価するのは過酷に失する。

⑩ 東京地裁昭和57年2月10日・判例時報1074号94頁

【事案】キューバから日本まで砂糖の海上運送を委託したところ、航海中に荒天に遭遇し、通風筒から海水が浸入して砂糖が濡損した。船荷証券の最終所持人に保険金を支払った保険会社が代位して、砂糖に係る損害のほか、特別荷役費用の賠償を請求したのに対し、船舶所有者は、損害賠償の額は砂糖の減価額によって定まると主張し、これに対し、保険会社は、船舶所有者には重大な過失（平成4年改正前の国際海上物品運送法第20条第2項において準用する商法第581条）があるから、一切の損害を賠償する義務を負うと主張した。

【判旨】重過失を認定した。

本船の乗組員は、通風筒が水密性を備えておらず、通風弁が「開」の状態にあるにもかかわらず、荒天に備えて帆布カバーを十分に固縛せず、これによって積荷である砂糖の濡損が生じたのであるから、船舶所有者の履行補助者である乗組員に重大な過失があったというほかない。

⑪ 最高裁昭和55年3月25日第三小法廷判決・集民129号339頁

⑫ 東京高裁昭和54年9月25日判決・判例タイムズ402号88頁

【事案】商品の運送を委託し、ライトバンで集荷に来た運送人にこれを引き渡したところ、運送人は、荷台が満載のため後部扉が閉まりにくい状態にあったにもかかわらず、扉を施錠せず、完全に嵌合したかどうかも確認しなかったため、走行中に扉が半開きとなり、当該商品が落下して紛失した。荷送人が不法行為に基づく損害賠償を請求したのに対し、利用運送人は、当該絵画は高価品であり、その旨の申告がなかったとして免責を主張し、また、約款上、価額の申告がない場合における損害賠償の限度額は3万円であると主張し、これらに対し、荷送人は、商品の紛失は運送人の重過失によるものであるから、利用運送人は一切の損害を賠償する義務を負うと主張した。

【判旨】控訴審は、次のとおり重過失を認定し、上告審も、重大な過失があったとして原審の認定判断を是認した。

運送人の従業員は、集荷した運送品を自動車に積み込むときは、積込口の扉を施錠するか、少なくとも扉が完全に嵌合して走行中に開扉することのないことを確認して発車すべき義務があるところ、この義務は、わずかな注意により容易に実行可能であり、これを怠れば貨物の落下紛失という結果が生ずることを予見し得たにもかかわらず、著しく注意を欠いて義務を怠ったというべきであるから、運送人の従業員には重大な過失があった。

⑬ 最高裁昭和51年3月19日第二小法廷判決・民集30巻2号128頁

【事案】ニューヨークから東京までダイヤモンドの航空運送を委託したところ、東京に到着した時点で、当該ダイヤモンドが紛失していた。荷受人がワルソー条約に基づき損害賠償を請求したのに対し、航空運送人は、ワルソー条約所定の責任限度額を主張し、これに対し、荷受人は、航空運送人には「故意に相当すると認められる過失」があるから、一切の損害を賠償する義務を負うと主張した。

【判旨】ワルソー条約（ヘーグ議定書による改正前のもの）第25条の「故意に相当すると認められる過失」とは日本法でいう「重大な過失」を意味するとした上で、重過失を認定した。

仮に、滅失の原因が手違いによる積残しや荷下ろしにあるとしても、本件運送品は、到達地と荷受人が一見して認識可能な状態にあり、航空運送人の従業員においてわずかな注意をしさえすれば容易に手違いであることが分かったはずであり、そのような手違いがあれば本件運送品が滅失するであろうという違法有害な結果の発生を予見し得たのに、著しく注意を欠いた結果、これを見過ごしたのであるから、本件運送品の滅失は、航空運送人の従業員が職務を行うに当たっての重大な過失により生じたものといわざるを得ない。

⑭ 東京地裁昭和41年3月28日判決・判例時報440号52頁

【事案】（倉庫営業の事案）倉庫業者に対し、スクラップ化の作業とその後の保管のため、物品を寄託したところ、返還時に、受寄物の重量が減少していた。そこで、寄託者が損害賠償を請求したのに対し、倉庫業者は、約款上、故意又は重大な過失によって損害が生じたことを寄託者が証明しない限り損害賠償責任を負わないこととされていると主張し、これに対し、寄託者は、倉庫業者には重大な過失があると主張した。

【判旨】重過失を認定した。

倉庫業者は善良な管理者の注意をもって受寄物を保管することを要し、

とりわけ、高価な受寄物のスクラップ化の作業を下請業者に委託する場合には、盗難事故が生じないようにその従業員の監視を強化するなどの特段の予防措置を講ずべき義務を負う。それにもかかわらず、上記倉庫業者は、工場のうち公道に面した側に高さ1.8メートルのトタン塀を造り、夜間は警備会社に依頼して1名の警備員による警備をさせたのみであるから、注意義務を怠ったというべきであり、その結果、下請業者による一部窃取を生じさせたものというべく、上記倉庫業者には、保管上の重大な過失があった。